

第 3 回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会

平成 24 年 2 月 1 日 19:00~21:00

あんさんぶる荻窪 4 階第 1 教室

構成員出席者 14 名

事務局： お待たせをいたしました。ただいまより杉並区における地上部街路に関する話し合いの会を開会いたします。本日は夜分お忙しいところをご出席下さりまして、ありがとうございます。事務局を担当しております東京都都市整備局の村瀬と申します。よろしくお願ひいたします。

まず最初に注意事項を申し上げます。携帯電話はマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。会議中は進行の妨げになりますので、私語や拍手はご遠慮いただきますようお願いいたします。会議中の撮影につきましてもご遠慮下さいますようお願いいたします。なお、報道関係のカメラ撮影につきましては、この後の資料確認が終わるまでとさせていただきます。本日の話し合いの会は、議事録を作成するために録音を行っております。マイクを使わないで発言された場合は、録音ができない場合がございますので、ご発言を行う際は挙手をして司会者の指名の後で、マイクを使って発言して下さいようお願いいたします。なお、ご発言の際は着席したままで、ご発言下さいますようお願いいたします。本日の終了時刻は午後 9 時を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

続きまして資料確認をさせていただきます。本日使用する予定の資料でございますが、先日事前に郵送しておりますのが本日の次第、それから資料 3-1 から資料 3-3 まで、および参考資料となっております。また事前送付には間に合いませんでしたが、構成員の方から資料の提出と、資料の要望がございましたので、本日、参考資料 2 から参考資料 7 として、当日、机上での配布とさせていただきます。なお、前回の話し合いでのご指摘を踏まえまして、今回からは以前お配りした資料を極力皆さまにお持ちいただくようお願いしてございます。お手数をお掛けして申し訳ございませんけれども、ご協力いただけますようお願いいたします。もし、資料が不足している、あるいは資料が足りないという方がいらっしゃいましたら、お近くの担当までお知らせ下さい。では資料確認が終わりましたので、報道関係のカメラ撮影もここまでとさせていただきます。続きまして、話し合いに先立ちまして、主催者である東京都からあいさつをさせていただきます。

都： 皆様こんばんは。本日はお寒い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。大変恐縮ですが着席して、ごあいさつさせていただきます。

思います。第3回の会議に先立ちまして、主催者のほうから皆様方をお願いをさせていただきたいと思います。この話し合いの会につきましては、外環の地上部街路の都市計画に関する方針をとりまとめるにあたり、地域の皆様から広く意見を聴く一環で設置したものでございます。第1回目の会で杉並区の上原部長からもお話がありましたが、構成員の皆様方においては、それぞれお考えをお持ちであり、ご意見が違うことがあるかと思いますが、話し合いのためにはしっかりと、お互いの意見を聴くことも必要かと考えております。是非お願いしたいことは、構成員が発言している場合はご自分の考え方と違う場合においても、静かに耳を傾けてもらいたいと思います。ご意見がある場合は前の人の発言が終わってから挙手をしていただき、司会者の指名の後をお願いいたします。

さらに拍手など音を出すのも、控えていただきたいと考えております。また、発言時間については運営要領に定めたとおり、1人、3分程度でお願いいたします。もちろん時間を計るということではありませんが、多くの方が発言できるように、ご協力をお願いいたします。次に傍聴の方をお願いいたします。この会は必要性やあり方について、構成員の中で話し合いを行うために設置したものでございます。傍聴の方も会に参加したいとは思いますが、構成員の話し合いに対して声を出して口を挟むことや、拍手など音を出すことは会の進行を妨げるばかりではなく、構成員の方々の率直な話し合いの機会を失わせる可能性もありますので、大変恐縮でございますが控えていただきたいと思います。

もちろん傍聴の方には今までどおり、会の終了後にご意見をいただくよう、会の資料を配布するとともに、ご意見カードの記載もお願いしていきたいと考えております。皆様方からもこの件に対して、いろいろとご意見があるかと思いますが、話し合いの会を実のあるものとする上でも、まずは必要性やあり方について、会の構成員の中で掘り下げて話し合うことが必要と考えており、皆様のご協力をお願いいたします。

事務局： それではここからの議事進行につきましては、司会者の中村さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

司会： よろしく願いします。また司会をいたします中村です、よろしく願いいたします。どうも、なかなか自由に意見を言う雰囲気がないというようなご意見がございまして。私、なかなか某知事のようにうまく仕切れないものですから、是非ご協力をお願いして、いろいろ方から意見をいただけるようなかたちにしたいと思います。傍聴の方も是非よろしく願いいたします。それでは本日の次第を事務局のほうから説明して下さい。

事務局： お手元の次第をご覧下さい。この後、次第第2におきましては前回の議事録

と議事要旨の確認をするとともに、前回から回答を持ち越した事項について説明をいたします。その次に次第 3 におきまして、地域の現状、課題の整理、次第 4 におきまして地上部街路の必要性、整備効果についてを予定してございます。以上です。

司会： それでは、この次第に沿って進行いたします。まずは、次第 2 ということですね。前回の議事の確認等についてということで。

事務局： 議事録の確認につきまして、事務局から説明させていただきます。資料の 3-1 および 3-2 をご覧下さい。議事録、議事要旨につきましては、事前に皆様に送付いたしまして内容をご確認いただいております。本日ご確認いただければ、この形で（案）を取って、公表させていただきたいと思っておりますので、よろしく確認のほうお願いいたします。

司会： 何かございますでしょうか。議事録に関して。資料についてですか？

構成員 A： 参考資料 1 というのは？

事務局： お答えさせていただきますと、参考資料 1 というのは、参考資料という形で 1 というのが入ってなくて郵送で送らせていただいたものがあたります。ですから、今日は参考資料 2 からということでお配りさせていただきました。

構成員 A： はい、分かりました。

司会： 議事録に関して、はい、構成員 B さんお願いします。

構成員 B： それでは議事録でも議事要旨のほうについての質問です。ちょっと皆さん開けて下さい。これの最終ページです。7 番、次回に持ち越された事項というのが 4 つありますね。実は昨年暮れでしたか、議事録の中身をもう一回点検して下さいということで案文が送られてきました。そのとき私は「この 4 点だけじゃなくて、あと 3 点あります」ということで朱書きで書いて出しました。その結果、事務局の方から電話がありまして、「あなたの書いた 3 点についてはもう何回も説明しているよ」。それからまた「今までの話の中で、あなたが疑問として宿題として掲げてないじゃないか」というような指摘があり受けられないと言ってきました。その電話の中ではいろいろやり合ったんですが、結局物別れに終わってしまったのです。当然、この 3 点は出ているのではないかと思って今日見たら、3 点とも落ちているんで是非入れて欲しいんですが。

ちょっとその 3 点を申し上げます。今、4 点挙がってますが、5 番目として私が挙げたのは、「外環の 2 がたたき台以降、都が地上に残っているとずっと主張してきた公式文書、あるいは公式じゃないまでも文書、これを提示して下さい」ということを書きました。それから 6 番目として「昭和 41 年、都市計画が決定したときに期待された効果、環境面、防災面、交通面、暮ら

しの面々、そういうものでの効果です。こういうものがどこに書かれているのか、その書かれた文書、それを見せて欲しい」ということ。それから7番目に、「資料の番号取番について、仕方のルールの見直しを提案」しました。これは議事録の中にも約半ページ割いて出てますけど。それからもう一つ私11月1日に、このご意見カードでもって資料番号の取り方については、こういうふうにして下さいということで出しているんですけど。そのご意見カード自体が、ぜんぜん、私のはどこにも出てないんです。先日、構成員の中のご意見カードの中にも入ってないし、結局、宙に浮いた格好です。ですから、やっぱりこういう資料番号が、最終的に私の提案したとおりになったのか、それも分からなくて。ただ、今日の資料番号の付け方を見ますと、「ああ、いろいろ考えていただいているんだな」という気はしますけれども。一応私の提案したものがみんな書類が消えちゃってて、こういうふうになりますという約束を、やっぱり記録の上で残すべきだと思うんです。そういうことで以上3点については、これは是非とも載せてほしいのです。私、他の皆さんにも聞いてみたんですけど、「何回も説明したと言うけど、みんな「その話聞いてないよ」というのです。やっぱりこれはそういうことでは是非聞かせていただきたいということです。今、申し上げた3点、5番目、6番目、7番目。これは今あげられている4点に続けて是非今日、そのお答えを聞かせていただきたいと思います、以上です。あと、訂正事項がちょっとあるのですがそれはちょっとまた、この話が終わって続けさせていただきます。

司会： それではどうしますか。持ち越された事項のところの説明の中で、合わせてそこも回答していただけますか。

事務局： はい、それでは事務局のほうからご説明させていただきます。今、構成員Bさんの方からお話がありました。3点ほど確かに今日、私のほうで、その指摘を受けて確認させていただきました。昭和41年時の事業費コスト、交通量需要等、外環2が地上に残っていると主張をしてきた公式文章の提示、そういったものを構成員Bさんのほうからお話ありまして音声確認いたしました。その結果、昭和41年時の事業費、コストについては、会の中ではそのような発言というのが確認できませんでした。

また、資料の番号の振り方について、その発言のやり取りは音声で確認できました。ただ、それをルールの見直しについてするというような確認はできませんでしたので、そのような形でやっております。さらに次回に持ち越すというような、会の最後の確認のところでもありませんでした。ただ、今、構成員Bさんからもお話がありましており、今回資料の番号についてご指摘がありましたので、そのような形で対応させていただきましたというところでございます。それでご理解いただきたいと思います。

司会： はい、構成員 B さん、お願いします。

構成員 B： 今のことについて、ちょっとまたお尋ねします。そうしますと、まず最初に挙げた外環の 2 がたたき台以降、都が地上に残っていると主張してきたこと。これの文書の提示はよろしいんですね？ これが平成 15 年 3 月に国交大臣と都知事、この発表で、それがそうですという話は今まで聞いています。ずっと提唱してきたと、東京都は一環してそれを訴えてきたと言うからには、例えば平成 13 年 4 月にたたき台が出てから、国交省の篠田さんのところは一貫して地下に潜ったと言っています。でも東京都はその時点から、「都は違うと言っている」と主張されています。そうすると平成 13 年から平成 15 年、大臣発表があるまでの間、東京都はどんなパンフ、どんなチラシを使って、あるいは石原知事に対しても今回、今日、問題になるかと思えますけども「知らない」と言われているけれど、どのようなチラシを作って、これで外環の 2 が残っているんですと説明されたのか、そういうような説明を是非して下さい。

それから 2 番目の問題。今のお話で、私がさっきお話しした中で、確かに音声の中で最後の事業コストと交通予測は、その時入ってなかったようです。ただし期待された効果、環境面、防災面、交通面、暮らし面、これはちゃんと入っていますね。これは是非答えて下さい。それから最後の資料の取番号、結果こうやったからいいだろうじゃなくて、私はプロセスを残してくれと言っているんで。例えば私のご意見カードも、どこに残っているのか、発表しているのか、その結果こうしますという最後の答えがない、それを示して下さい、以上です。

司会： 何か、お答えありますか。東京都からお答えいただけますか。

都： 構成員 B さんのご質問について、お答えさせていただきます。まず最初に資料番号の件。これにつきましては構成員 B さんから、前回もご指摘いただいていることとございます。今回構成員 B さんの方からも今回、配慮していただいたと言うようなお話をいただいているところでございます。私どもとしても、どういう形がいいのかというのは、出していただいた方にご確認をいただきながら、資料番号を振っていきたいと考えています。そういった意味で今回、やらせていただきました。もし、今後問題があるようでしたら、またご指示いただければ変えていきたいというふうに考えています。よろしく願いいたします。

それと、外環の地上部街路が残っているという公式文書でございます。こちらにつきましては第 1 回目の会議から、私ども、外環の地上部街路についての経緯をご説明してきたつもりでございます。地上部街路は外環本線とは別の都市計画であります。そして、こういう形で経緯がございますと、ご説

明してきたというふうに思っております。私どもとしては、それは説明したということで認識しています。あと、都市計画で環境、防災、交通、暮らしという形で、私ども、都市計画道路の持つ機能ということでご説明を、皆さん方にさせていただいているところでございます。

その昭和 41 年当時どういう機能があったのか、それがどういうふうに記載されている公文書があるのかということについても、前回だったか前々回だったかちょっと記憶にないんですがお話をさせていただいたと思います。それらの具体的な記載の文書というのはございません。ただ、街路網の再検討を昭和 41 年の前にやっており、道路のネットワークとして、外環の 2 は位置付けられているというご説明はさせていただいております。また、環境や防災、交通、暮らしといった機能につきましては、都市計画道路が持つ機能でございます。特に記載はございませんが当然そのような機能を持ったものということで都市計画決定されました。このため、ここに記載させていただいておりますというお答えをさせていただいたというふうに記憶してございます。

司会： 構成員 B さん。

構成員 B： 今の答え、3 つとも全然納得できないんです。まず、最初。今までの経緯は聞きました、確かに。そうすると結局、答えとしては東京都で作ったチラシとか、そういう文書はないということですね？ 今までの経緯は聞きましたよ。だけど外環の 2 が残っていると、そういうような文書はないということですね？ それだけ確認して下さい、経緯は聞きましたよ。だけどその文書があるかないかを聞いているんです。それから 2 番目。2 番目もいわゆる環境、防災、交通、暮らし、これもないということですね？ 書類としては。いわゆる当時の考え方は前から毎回聞いてますけど、昭和 41 年というのはいわゆる都市計画旧法の時代で、我々議事録とかそういうのを読んだ限りでは、なかなか今のように、環境とか防災とか暮らしとか、暮らしはあるかも知れないですけど、今のような広範囲にわたっての検討というのは、なされてないなという感じがします。

そういう今のような小口課長の推測で今まで、みんな都市計画者である以上は、計画する人はみんな、そういう思想として持っているはずだと。そう言われるんだったら、そういう文書を示して欲しいんです。今から 45 年前はそういうような空気はぜんぜんない。ですから、それをあえて自分の推測で持っているはずだということと言われることは非常におかしい。結局 2 番目も書類がないとうことですね。それから最後、資料番号も、これは私がお願いしているのはプロセス。これをちゃんと記録と議事録で残してくれと言っているんで、それは残してくれるんですね？ その辺が曖昧なんですけ

ど。以上です。

都： まず1つ目の文書がないとおっしゃる「文書」というのを少し明確にしなければなりません。平成17年にはパンフレットを出しておりますし、平成20年にもパンフレットを出しています。平成15年にも、これは構成員Bさんの方からご提出いただいたものでございますが、15年3月の中にも外環の地上部街路の記載が公な文書の中にも残っています。それまでの間と申しましても、節目、節目にそういうものは出していくものですので、地上部街路が構成員Bさんがおっしゃるように、私どもとしましては、地下になったといったようなお話はした覚えはございません。それと2点目。環境、防災、交通、暮らしのお話ですが、私どもが確認できることは、例えば都計審の議事録であるとか、公文書であるとか、その当時残っているものに関して、環境ですとか、防災ですとか、そういった記述というのではないと。それは前にもお話をさせていただいたと考えています。あと、資料番号の取り方を公文に残すと言うか、この会の中で位置づけたいというようなお話でございます。例えばどういう形で位置づけるのかというところでございます。正直申し上げまして、会を進めていく中で、資料の出し方、資料の番号の振り方というのは、それぞれ皆さんが見やすい形で出すべきだと思っております。ここで位置づけるというより、その都度その都度いい形に替えていけばいいと、それが私どもの考えていることでございますので、その形でご協力いただければというふうに考えています。

司会： 一言お願いいたします。

構成員B： 最後のところ、私、ご意見カードを出しているんですよ。前回は構成員から出たご意見カードというのがあって、右側に答えが出ているんです。私のは、全然それに載ってないんですよ、11月1日に出したものが。ですから、そういう形でもいいです。左側に私の質問があって、右側に今後、資料番号についてはこうしますと書かれたものが残っていれば。それもないんですよ。だからそういうことで非常に私は、ご意見カード、ご意見カードって言われてるけど、自分が出したものがどうなっちゃっているのかなと。ですから、その右側に出た回答でいいです、そのなんらかの対応策を、資料番号についてはこういうふうに対処しますということで理解しますから。それは一つ、漏れているものは是非挙げていただきたいと思っております。それから先ほどの1番、2番は資料がないということが分かりましたので、これ以上はもう聞きませんから。

司会： じゃ、お願いします。

都： 2回目の会で、ご意見カードに対する回答という形で対比させていただいて書いていたところに、構成員Bさんからいただいたご意見が出てないとい

うことですか。それは大変失礼いたしました。私どもとしては、別にそういうつもりで作っているわけじゃなくて、多分意見として確認できなかったというのかも知れません。もしそういうことであれば、大変失礼だったと思います。ただ、現実的にそれが何なのかというのを、この後に確認させていただきまして、もし必要であれば今後の会のときに、せっかく構成員 B さんから出していただいたご意見でございますので、新たに記載させていただいて、お答えをさせていただくという形を取らせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会： それでは議事録のほう、何かさっき言われてましたが。

構成員 B： すいません、議事録の訂正のところですね、一般に発言者しか許されていないものですから、ちょっと実は 5 点あるんですけど。東京都さんの中で何回読んでもやっぱり分からない箇所があるんです。ちょっと見て下さい、33 ページ。33 ページの上から 10 行目ぐらいのところにネットワークというのがあります、十何行か真ん中辺です。2-2-2-2-2-8-2-2 とかいったい数字が並んでいるのがありますね？ 分かります？ 十何行目、10 行ちょっとのところ。2-2-2 の。それでね、2-2 というのはこれ、議事録なんですよ。間違いじゃないかと思うんですけど、これどうもいろいろ調べてみると 2-4 は 2-②のような間違い。それから次の 2-8 の②というのはバツじゃないか。消さないでこれ、意味が分からないんじゃないかと。2-8 の 2-②か、ということですよ。

司会： この資料は、確認していただいて訂正していただくということでよろしいですか。

構成員 B： 読んでいる人にも分かりやすく、聞いている人ばかりじゃない。だから、2-2 前にも資料とかいう言葉を入れてもらった方がいいと思います。それからですね…。

都： 構成員 B さん、すいません、よろしいですか。議事録の件について当然のごとく間違いがあってはいけないものですから、会が終わってからご指摘いただき、最終的に確認ができたものを皆さんに諮り、公にするという形を取らせていただければいいと思っております。

構成員 B： 後ほどお願いします。

都： 今回ののは、構成員 B さんから、間違いがあるんじゃないかというご指摘だと思いますので後で伺います。よろしくお願いいたします。

司会： 他の方はどうでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、話し合いの会で回答を持ち越した事項に関することに関して、東京都から説明していただくということですね。

都： それでは資料 3-3 をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょう

か。第2回の会で次回に持ち越した内容、またご意見カードからいただいた意見や質問に対する回答をいたします。まず1つ目、付属街路、1号と2号以外が廃止された理由でございます。この図はちょうど左右に東名高速、上下に外環本線。ちょうど東名ジャンクションと言われている計画の図でございます。上が練馬方面です。外環が地下に入ってきて、この東名高速にタッチしていくというような形になります。こういう形でタッチしていくと。こちらのほうは今現在まだ都市計画が、残っているというようなところですが、ちょうどここに書かせていただいておりますが、昭和41年に外環本線が都市計画決定されてございます。端が切れて申し訳ございません。

関越道から東名高速に関しては、平成19年に都市計画変更をさせていただいております。一方、こちらについては約630メートル、昭和41年都市計画決定が残っているということで、それが高架な形、いわゆる橋梁形式でこちらの方は残っているというところでございます。そのため、この脇には沿道からの出入りをするための付属街路1号、2号というのが、計画されているといったようなところでございます。図のように、付属街路1号と2号につきましては、都市計画変更を行っていない東名高速以南の外環本線の両脇にある、幅員6メートル程度の道路でございます。現時点では、嵩上げ式の外環本線の都市計画の変更がなされていないため、付属街路についても沿道からの出入りが必要な施設として廃止されておられません。それ以外の区間の付属街路につきましては、前回ご説明させていただいたとおり、外環本線が地下に都市計画変更されたため廃止をしております。1つ目は以上でございます。次に平成18年の石原知事発言についてでございます。

こちらでございます。これについての見解ということをお願いいたします。これにつきましては、前回ご説明させていただいたとおりでございます。こちらは議事録にも残っているとおりで変わってございません。知事は外環の2について、承知しているところでございます。次に有識者委員会の目的でございます。有識者委員会の目的として今回、参考資料2として、設立趣旨や規約について抜粋して机上配布させていただいております。分かりやすいように目的の部分を太線で囲っています。目的の要旨でございますが、有識者委員会は東京外かく環状道路、関越道から東名高速の計画において、PIプロセスについて審議、評価、助言のために設立されたということでございます。

次に平成18年、沿線7区市長の要望と回答の提示ということでございます。これにつきましては、ご指摘いただいた7区市からの要望については、大変恐縮でございますが見つかりませんでした。しかしながら、平成18年に沿線6区市長の共同声明と沿線6区市から要望はいただいております。この

ため、6区市からの要望と回答について関係する部分を抜粋して参考資料3として机上配布させていただきました。要望と回答の要旨としては、沿線6区市からの地元との協議、検討のプロセスや検討に必要なデータの提示を求めるといった要望に対し、国と都からネットワークとしての必要性などの検証を行う。検討に当たっては都としての考え方を取りまとめ、沿線区市と協議しつつ地元住民の意見を聞いた上で早期に判断していく。検討に必要なデータについては、提示可能なものは速やかに提示すると回答しております。

次に構成員の皆様から頂いたご意見、ご質問にお答えいたします。大変恐縮ですが頂いたご意見については時間の都合上、要約させていただきます。まず最初のご意見です。毎回同じ趣旨の発言があり、1人の発言時間を制限すべきというご意見。また、どういう道路をつくるのかという話にして欲しいというご意見。さらに道路沿道の建ぺい率を上げれば、同じところに住める可能性が高くなる。震災上、建物を新しくする必要もあるといったご意見です。

運営要領において、発言は3分程度と決められております。都といたしましては今後、会の進行に対し、会で決定したことを厳守していくよう努めてまいります。また、用途地域の変更などについて今後、地上部街路の都市計画の方針が定められ、この地域におけるまちづくりのあり方も検討されるものと考えております。検討の結果、建ぺい率や高さ制限が緩和されることになれば、地域に住み続けられる可能性も高くなるものと認識しております。その際に、防災性の高いまちを造っていくというお考えは、今後の参考とさせていただきます。2つ目のご意見です。寒いときですので、できれば話し合いの会の開催を、昼間にさせていただきたいというご意見です。都といたしましては、構成員の多くの方の都合が合えば、昼間の会の設定も可能と考えています。次回の会の日程調整時に皆様よりご意見を賜りたいと考えております。

次に、3つ目のご意見です。何回会合を開催しても反対の声のみが多く大声に聞こえ、賛成の意見がつぶされているのが現状。また、まるで出席者全員が反対をしているような錯覚を起こす会になっており、民主主義的な会合にはほど遠い。このような会議を続行するならば時間と税金の無駄使いになるといったご意見です。都といたしましては今後、自由な意見を出し合えるような環境を、司会者と相談しながら整えていきたいと考えております。最後のご意見です。ご意見カードを見ても、前向きな意見は一つもないというご意見。計画路線に当たる方々は深刻。その方々のみで会合を開けば良いのでは？ というご意見。話し合いの場ではないのでは？ 重箱の隅をつつくようなことでは、話はまとまらないと思うというご意見。また、小学校の

通学路を見ると、生徒たちは遠回りで道路を渡っている。小学校周辺だけでも整備して欲しいといったご意見でございます。都といたしましては今後、司会者と相談しながら自由な意見を出し合えるよう、事務局で努めてまいります。また、通学に問題がある、小学校周辺だけでも整備というご意見は、今後の参考とさせていただきます。以上でございます。

司会： ただいまのご説明に対して何かございますか。質問、意見等、特にないようですので。構成員 B さん。

構成員 B： それぞれの項目にあるんですけども。まず一番大きい問題、石原知事発言のことに關してです。ちょっと話がよく分からなくて文字もよく読めなかったのですが。要はあそこに何が書いてあったんですか。先ほどのお話ですと、「知事は承知してます」と言われてましたよね。全く私がビデオで見せてもらった限りでは、まったく 100 %理解されていないように感じました。2 番目に 3-3 の資料の 2 番目の回答は、前回の話合いの時にお答えしたとおりですと。これを見ますと、資料 3-1 の 24 ページ。これ、何だったかなと思って見たら要は石原知事は、「本線に対してのお話をされたんだ」と。いわゆる、「これは、地上は、ちょっとつくるのは無理だな」と言われたというのは、本線をつくる上に当たって、そのときの表現だったんで外環 2 については別だと、そういうことですね。

要するに今ここで、本線に対して言ったことなんだということですね。私は正直言ってどれもこれもなのですけど、もう少しお互いに信頼関係を持てるような、誠意のある答えが欲しいなと思いました。と言うのは、今、2 番目の問題は、前回の議事の中で、これは議事録の 36 ページ見て欲しいんですが、左側の真ん中ちょっと下がった構成員 A のところ。「この中で一番大事なことは、やはり石原知事の発言、これの真意の確認なんだと。本当にどういう思いを伝えているのか。もう本当はこの席に来ていただきたい。さっき言わせてもらいましたが、もう本当に石原都知事の発言と小口課長の説明は、月とスッポンの距離があって、そういうばらばらの中で我々が話を聞くというのはおかしいと。ですから上から下までピシッと、東京都は一枚岩になって欲しいんだと。だから、外環の 2 は別の話だということか」と。ですから次回までに石原さんが本当に、「外環の 2 は別な話なんですよ」と言うのか。でも、どう考えたっておかしいと思っているわけですね。それで前回の宿題で、今日までの宿題として、本当にこれは石原さんがどういう気持ちでそういうことを伝えられたのか、答えをもらうことになってましたね？ そういう中でちょっと実は今日、私の提出した資料が、構成員の提出資料になっているのかと思ったら参考資料という扱いになっている。なんかレベルが違っちゃったような気がしたんですけど。この中の参考資料 4 というのを

ちょっと見てもらえますか。この中に私の言いたいことが全部書いてあるんですけど。これ、実は石原知事が毎週やっている定例会見で、12月は23日金曜日お休みだったんで、前日22日にあったわけですね。この1ページの記録内容は恐らくこの会場では半分以上の方は、このビデオご覧になっていないと思うんです。石原知事はどういう対応をされたかという、ある新聞記者さんの質問に、その棒線のところだけ読んでいただければいいんですけど。「外環本線の真上に都道幅40メートルの都道をつくるという話なんですけども、そうすると結局、地上の用地買収が容易に可能であるということであれば、外環本線も多額な事業費をかけて、なにも大深度地下に造らずともいいのではないかという矛盾を感じるんですけど、どうでしょうか」と聞いたら、知事は、「その問題、私あまりつまびらかにしていないんで、もう一度都市整備局に聞きますが」、こう書いてある。その3行の下、アンダーラインを2本のところ。「さらに、その上に新しい都道を造ろうって言うの？」クエスチョンマークはこれ、東京都で付けているのです。そういうふうに石原さんが記者さんに聞いているんです。記者が、「もともと都市計画決定、高架方式で、最初に都市計画決定したときに、高架の側道としてつくる都道がまだ残ったままになっているんです、それを」と言いかけたら、「道路計画として今、残っているの？」これ、知事の言葉です。「ええ、それを今、各沿線自治体ごとに、都の方で話合いの会ってというのをやっているんですよ」「ああ、そうですか、詳しい報告は聞いていませんが、問題があるならもう一回現場に行って確かめてきますけど」こうやって、下のほうで何だかんだと。「PIって君、何だね？ちゃんと日本語で言ってくれよ」と。こういうのがあるんですよ。これ見ますと、石原さんというのは、本当に終始一貫言っていること10年間変わっていませんね。全く外環の2というのは、外環本線と一体で、この外環の2は別であることをぜんぜん頭に置かれてない感じ。ですから今までの発言は全部、平成13年、平成18年の4月、それから平成23年。これ全部一貫して同じ答えです。ですから、これはやっぱり石原さんというのは、地上には無くなったということを認識されていると我々はみんな思っています。ですから先ほど小口課長が「いや、石原さん、ご存じです」と言われたときに、なんでご存じなのか、どこでそんなこと分かるんですかということを知りたいですね。

それで、ちょっと質問はその次のページ以降に、3つに集約されてあげてあります。その1つ目。この杉並の話し合いの会では第1回目から2回目も続いて、ずっと石原発言と小口さんの発言のギャップ。これを問題としています。特に前回は今ちょっと述べたように、10月25日にこの2回目の話し合い会があったんですけど、その席で次回の宿題として石原さんに「真意を

確認して下さい」とお願いしたはずですが。それで2カ月たって昨年の暮れの12月22日、記者会見があったわけです。その時にこういう、石原さんが非常に大勢の前で非常に恥ずかしいような格好だと思うんですけども、こういう姿をさらしているということは、私、その2ヶ月間に小口課長は、我々の宿題をどう受け止めて、石原さんのところにどういうふうに、「いや、外環の2のことなんですけど」と話をされたのかなと。もし石原さんがそのことを聞いていたら、「君、外環の2ってなんだね？」というような、恐らくこんな話にはならなかったと思うんです。それが1つ目。

それから2つ目、これが一番大事なんですけど、知事とああいうやり取りがあった。知事は「現場も見に行かなくちゃいかんかも知れないね、それから都市整備局の話も聞かなくちゃいかんね」と、こう言われている。その後、都市整備局と話はあったんですか。話し合いされたんですか。それから現場に行こうという話にもなったんですか。私はこの会は、「ちょっと皆さん待ってくれ、一時ホールドだと。こういう東京都の中で、もめちゃったから、はっきりするまで皆さん待っててくれ」と言うかと思ったんですよ。ところがぜんぜんそうでなくて、このままたつもどおり話を進めるとはおかしいと。社長と課長の言うことがこんなに違って、住民の方は一体誰のことを聞いたらいいんだという思いです。そういう意味では2番目の質問として結局、知事と都市整備局の話し合いで、どうなったんですかと。その結果こういうことになりましたから、皆さん、この話し合いの会はこうやって続けましょうと言うのか、やめましょうと言うのか、全然そういう結果が何も聞こえてこない。是非、この場で報告する義務があるんじゃないんですか。これは小口さんの責任です。小口さんが部長に、部長が局長に、局長が石原さんのところに行かなければ、この話は進まないと思います。最後にもう1点。最後に3番目に、小口さんは今まで本線には造らないけど、外環の2だったら地上に造るんだという話をされるわけです。それから有識者の委員会でもそうです。これ、話、日本語として非常におかしいと。本線だからそうなんだと、外環の2だったら皆さん立ち退きやってもらうんだっていうふうに取りれるんですけど。その辺ももう少し凡人に分かるように、よく説明していただきたい。以上です。

司会： はい、回答お願いいたします。

都： まず1つ目の質問というのは、ちょっと確認させていただきませんが、知事の今までの発言の真意、ここに記載させていただいたとおりです。どう確認したのかということでもよろしいですか？理解不足で大変申し訳ないですが、ご質問をもう一度まずひとつ目から教えていただけないですか。ひとつ目からひとつひとつ答えていきたいと思っております。

構成員 B： この場所でもって、この話は都の上と下の言うことがこんなに違うんだから、知事にもう一回確認して下さいよということ、それが宿題になったはずなんです。ですから、当然小口さんが直接行かれたかどうかは別にして、都知事に外環の 2 のことをどう考えておられるんですかということ、当然聞いてもらう宿題をお願いしたつもりをしています。その答えを、今日発表あると思っていたんです、我々は、記者会見とは別にして。ところが今日の回答見たら「前回述べたとおりです」そのまま呼び込んで、少しバカにしているんじゃないかという印象です。まずひとつ目の質問です。

都： 確認したかということによろしいですか。

構成員 B： 石原知事の真意ということですか。

都： 石原知事の真意ということですね？ はい、分かりました。石原知事は先ほども申し上げましたように、外環の 2 の検討を進めていることについて承知しております。以上でございます。

司会： はい、構成員 C さん、お願いします。静粛にお願いします。構成員 C さんお願いします。

構成員 C： 私の家は外環予定地の道路上に位置するものですから、ずっとやはりこの動きに対しては外側から話を聞いていたんですが、外環の自動車道路が地下に潜ったのは、やっぱり地域の住民の方々の反対運動やなんかのおかげで、地下に潜ったわけですね。それは環境汚染ということが一番大きいと思って聞いていました。ただ、今、構成員 B さんのお話のように立ち退きがなくなるという話は一切一度も聞いたことがないし、外環の自動車道路が地下に潜ったけれど、外環その 2 に対しては PI 委員会の方でも一切話には、そういう話をする場じゃないと聞いていたので、議事録があるはずがない状態なのは当然だと理解しております。それで、外環その 2 の話はやっぱり知事の視察の後、地下に潜る計画が急速に進んだと、私も思っているんですが時期がずれている、いいかげんにしか関わっていませんので時期がずれているかも知れませんが、外環道路が地下になって、本当に良かったと思っています。

ただ、私の家の前にインターチェンジができることになるんですね。そうすると、このままでいいとおっしゃる方が多いんですが、インターチェンジができたら絶対このままには収まらないと思います。先ほど前回のご意見カードにもあったように、私の家の近くには桃四小学校があるんですが、バス通り、西荻と上石神井を結ぶバス通り、大変細くて、あそこは通学路にはとても使えません。普通に買い物とかする場合も、バスが 2 台すれ違うのが難しいぐらいの道路なので、バスが停車すると歩道を歩けません。そういう道路にこれから、もっともっと車が外環のインターチェンジを目指して来ると、渋滞するでしょう。そうすると今までほとんど車の通りがなかった

裏道まで車が入ってくるでしょう。子供達が危険にさらされるというのは、どうしようもない事実として未来が見えているんですが。ですから環境汚染に一番大きい外環の自動車道路が地下に潜って、地上部分は生活のために、もっと住みやすい町を造るための道路を私は是非造っていただきたい。それで小口課長が言っていることは全部、なんか、私はそのとおりでと思って聞いています。ですから都知事が「こりゃ駄目だね」と言ったのは外環の自動車道路の話で、それまで外環が地下になるか地上になるかがはっきりしなければ、外環その2はまったく話し合いとか、こういった会議というのは今までにありませんでしたよね。だから、記録がないのも当然だと思っています。

司会： はい、構成員 D さん、簡単をお願いします。

構成員 D： 話があっち行ったりこっち行ったりしているところがあって。外環と言うと、高速自動車の通るところを外環って多分みんなも思って、私も思ったんですけど。そうじゃなくて、もうひとつあるんだ、一般道がありますよと、これがあるんだと。一般道は南北道路でどうしても杉並区に必要なから、これはどうしても僕は造って欲しいと思う。都知事というと神様みたいに思っているんなことおっしゃって。これ、構成員 B さんのいただいた、さっきの資料の 1 の真ん中から下ぐらいに知事、「そうですか、詳しい話は聞いていませんが」と書いてありますね。そこから何行か下に、わざわざ小さい字に、そこんとこ太い字にして欲しかったんだけど、「新しい公共事業が起こるときに、多少の犠牲が伴わざるを得ないけれど、それをうまく整理して」と、こう書いてありますね。彼の本心で思っていることはそういうことで、リップサービスで調子のいいこと言ったかも知れないけど、これが彼の本心ですよ。

司会： はい、構成員 E さん。

構成員 E： 先ほどの方が、今回の外環の 2 に関する資料がなくて当然だというふうにおっしゃったんですけど。私は前々回からお願いしている、外環の 2 の都市計画決定したときの、地域を特定するための計画時の原本、これを私は要求しているんです。ですから、今日は参考資料 7 というところを見て下さい。3 番目に「昭和 41 年に都市計画決定されたとき、対象区域を特定するための付属図書として作成された計画図原本の有無。もし存在するならコピーで提出せよ」と。これに関して小口課長は関係図書とか何とかという形で、資料 2-3 の 2 番目のところで都市計画決定にかかわる書類の有無の確認と、それを公表できるかという形で、原本という文字をなくしたんですね。ですから私は、こういう関係書類とかうんぬんじゃなくて、あくまでも計画図原本の存在の有無、これがやはり一番私は大事だと思います。

それに関して、ここで発言なされたことは、「原本はある」とはっきりお

っしゃって、それに関して有料だと言ったわけです。ですから私は、今日、この書類で有料ならば私が負担するから速やかに出して欲しい。いまだもって裁判では出してないんです。見つからないんです。ところがあなたは、はっきりこの席で「ある」と言ったんです。ですから私、いくらかかってもいいから、とにかく早急にあるなら出して欲しい。もうひとつ、ついでだから私言わせてもらいますけど。石原都知事の発言で外環の2は、石原知事は認識済みだというふうに、小口課長は確認したんですか？思ったんですか？どちらですか。

司会： はい、小口さんお願いします。

都： まず構成員 E さんのご質問ですけど、図面については前回の時に、私の後にあるところに映させていただきましてお見せしたというふうに、それについて。

構成員 E： それより一番大事なのは、東京地裁で騒がれている、都市計画決定したときの原図ですね、原図に伴う計画図。それがいまもってない、出されてくるのがいろんな書類です。作られるたびに変わってくるんですよ。

都： 構成員 E さんのおっしゃっている、私どもが映したものをもしご入用だということであれば。

構成員 E： だから私はね、映したものじゃなくていいの。

都： ちょっと申し訳ないです、説明を続けさせて下さい、その後にご質問をお願いします。もしご入用ということであれば、前回もご説明させていただきましたとおり、開示の手続きを取っていただきまして、入手することは可能だというふうに考えてございますので、その形でお願いしたいと思います。それと、石原知事に確認したかどうかというご質問だったかと思います。この件につきましては、私ども組織内部のことでございますので、回答は控えさせていただきたいというふうに考えてございます。

司会： 静粛をお願いします。

構成員 E： 今の発言に対して、私…。

司会： はい、お願いします。

構成員 E： 今の小口課長の、そのスクリーンに映した図面が、あれが本当の原本の写しかどうかというのは、私は確認できない。私、あくまでも要求するのは原本の写しを、それを私は確認できないから、あくまでも原本の写しをコピーして欲しいと言っているの。あなたが「ある」と言った以上は。あなたが自分で勝手に、それを原本とするのは、私は納得いかない。

司会： はい、分かりました、じゃあ。

都： 原本というのがどういうものを指すのか、よく分からなかったので確認したいのですが。前回の時のご説明させていただいたのは、当時の都市計画地

方審議会の中で説明を補完する資料として配布された図を、ここに映しておりますというご説明をさせていただきました。私どもが映させていただいたものについては、私ども保管しておりますので、開示請求の手続きを取っていただければ、開示することは可能だというふうに考えてございます。

構成員 E： あなた今、よく分からないと言ったね。原本がどういうものかって。原本がどういうものか分からないという人間が、原本がありますという発言、無責任じゃない？

都： 申し訳ございませんが、何をもって、何の原本なのかというのをご説明いただければ、それに対しては明確にお答えします。

構成員 E： だから

都： ただ、今回私が説明させていただいたのは、構成員 E さんがおっしゃった、出せとおっしゃっている図面につきましては、前回は申し上げましたとおり開示請求の手続きを取っていただければ、お出しすることは可能だというふうに、お答えしたつもりでございます。

構成員 E： だから私、もう一度はっきり言う。東京地裁で要求されている原本ですよ。今もって代理人は出してない。出てこないんですよ。それをあなたは「ある」と言ったから出してもらいましょうと。私は弁護士に相談したんです。そしたら、有料でいいからもらってきてと頼まれたんです。そういう状況なんです。

あなたはね、いろいろ関係図書とか何とかというかたちで、すり替えようする。

都： すり替えているつもりはないんですが、コミュニケーションがうまくいってないのかも知れません。もしですね、ここから原本というのを。

構成員 E： 話し合いの場でコミュニケーションがうまくいかないなんて言うんじゃ。

都： 構成員 E さん、よろしいですか。原本というのを、明確に定義をしていただいて、それについてやりとりすることに関しては、私ども明確に答えたいと思いますので。大変恐縮でございますが、原本というのはどういうものかとことを、お示しいただきたいと思います、そういうことで。

構成員 E： 私が読み上げますよ。昭和 41 年都市計画決定をされたとき、対象区域を特定するための付属図書として作成された計画図の原本。それを言っているわけです。それがいまだもって東京地裁では提出されてないんです。いろいろな関係書類は提出されたけど、肝心なものは提出されてない。それ、ついこの間私も確認しました。

それから、ああいう場において、「思う」とか「内部のことなので発言を控えさせてもらう」、話し合いの場で発言を控えさせてもらう、これは話し合いじゃないですよ。あくまであなたが思ったり、いろいろするのは勝手だ

けど。いいですか、私も真剣に石原知事の議事録を見ました。今まで見た限りにおいて石原知事は非常に、いや、私は誤解していたんです。非常に独裁者じゃないかと思って。ところが読めばちゃんと住民の意見を聞かなきゃ駄目だとか、反対者もいて当然だとか、非常に立派なことを言っているんです。構成員 B さんと同じ意見です、石原都知事は。あなたとは違う。一番肝心なことは外環の 2 ということについて、一言もあの方から積極的な発言はない。地上部街路のことについて。だから私はかねがね思うんだけど、あなたが外かく環状道路課長という形で役職でいますよね？ ところが東京都の中の職責を見ても外環の 2 という係ないんですよ。

司会： はい、じゃ、小口さん。

都： 組織の内部の話をしっかり話さないのは、不誠実だというようなご意見だというふうに伺っております。私どもとしましては知事をトップとした、東京都という組織で動いてございます。外環の 2 につきましては平成 20 年の検討のプロセスですとか、その後に出た対応の方針、そういうことにおいて検討を進めることについて、都民と約束をしてきたものでございます。今後も約束に基づき、検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

構成員 E： ただ、はっきりしていることは、石原都知事は知らないことについては、指令はできないのよ。

都： 知事が知っているか知らないかというお話については、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、知事は外環の 2 について承知してございます。もちろん、知事は平成 15 年の 3 月、これは前、構成員 B さんが出していた資料の中にもありますように、そのときの知事の定例記者会見の中でも外環の地上部街路について、知事は発言しています。また、都議会の場でも何度も、この外環の地上部街路については議論されているところでございます。知事が知らないということではないということです。

構成員 E： ただね、道路計画として今残っているの？ と、外環の 2 のことについて。

司会： その話、なんか同じ話になっていますので、その話はこの辺でよろしいですか。

構成員 E： これに関して、私、もう一度確認するけど、正直に私、練馬であなたが言ったことについて問わない、よそで言ったことは。この場ではやはり杉並区として、私は正直にどこに行っても同じ回答として、もう一度聞く。石原知事は知らないんだから、あなた方に石原知事が説明とか指令はできないはずなのよ、知らないことに関しては。だから、具体的に誰から指令を受けたの？

司会： これで。

都： 再度お答えします。知事は外環の地上部街路について承知してございま

す。知事をトップとした東京都という組織の中で、外環の2の検討を進めることについても、決定し進めているところでございます。

構成員 E： あなた、それウソついている。

司会： 構成員 F さん、お願いします。

構成員 F： すいません、もう議論が、本来の議論になかなかできなくて、もう少し整理してやっていただきたいと思うんですけども。私も少しは都市計画専門なんで、その目で見ますと、一応小口課長の言っていることはそんなに間違っていないと思いますけど。石原知事が知らなかったという。その時点では知らなかったんじゃないですか。多分、都市計画が別であればね、外環が地下に潜ればもうなくなっちゃうと普通の人は思うんでね。ところが計画上は残っていると。これは常識なんですよ、逆に。ただ、そここのところで外環を通すのが自動車専用道路ですね。これが地下に潜ったのは自動車専用道路だから、みんなが反対したんじゃないくて、道路だったら何でも反対するわけですよ。だから、自動車道路は地下に潜ったけれども、地上部の街路、計画上残ったやつですね。これをやろうとしたら、これまたまた皆さん同じように反対して、できなくなるというのは、これはそういう状況に将来なると思います、これは。それは、私も都市計画事業をずっとやってきましたんで分かりますけれども、あなた方だってやってれば分かると思うんですよ。だけでも計画上残っているから、もしかしたら孫子の代で気が変わって、今ここにいる人たちの目が黒いうちはできないと思うんですけども、孫子の代で「やってもいいよ、協力してもいいよ」となったら、もしかしたらできるかも知れないということで残すんなら別だけ。そうでなきゃ、なかなか矛盾してると思う、できないと思うんですよ。ここに書いてあるとおりの、記者さんが質問したとおりの。あと、考えると事務方が、知事はもう政治家ですから、都市計画の細かいことなんか分かりませんよ。説明したら「ああ、そうか」。それが計画上ね、地上にと言うか、地上部に都市街路として消してないやつは残っているなということ。これ、だけど他の都市計画道路だって、全然整備の見込めないやつが、いっぱい残ってますよね、こんなだけじゃなくて、至る所にあるじゃないですか。だからひとつぐらい残したって、どうせできないですよ。ちょっと話、変わっちゃいますけども、なんでできないやつをここで、みんなと言うか、都あるいは建設省も含めて、話し合いを聴くかというのはちょっと理解できない。他の計画道路と、こうやってできそうもないやつは、こうやって会議して1個1個やるんですか？やらないでしょ。今回どういう意図でやったか、僕は最初から分からないんですけどね。

それから、構成員 B さんとかいろんな皆さんが言われたことも多少道は外れるけど、かなり急所を突いていて。今までの経緯がいろいろあって、今回

趣旨に合わないことについても、どうしても出てきちゃうと思うんですけどね。でも今回の趣旨は、一応形の上で地上部に街路が残っているから、それが親切なのか分かりませんが、これを消してしまうのか、やはり残すのか、あるいは道路を復元するのか、そういうことを皆さんの意見を聴いて、それでそちらのほうで考えると言うから、こういう会にどの程度有効か分からないけども、意味があるなということが出てきたんですが一向にそっちの方に話が行かないわけですよね。まだ他に言いたいことはあるんですけども、取りあえずそのところはあまり言ってもね。で、都市計画決定のときの付属で付いている書類なんか大した意味ないんですよ、あれ。もうね、ラフなんです。

構成員 E： とんでもないことしてるんですよ。

構成員 F： そうなんですよ。大体、これがやるときに都市計画事業をやると事業認可取るんです。そのときにちゃんと測量をやるんです。そこできっちり収用法で言うところの土地収用までできるんですけど、都市計画決定の段階ってすごいラフなんです、かなり。ポンチ絵です。だからそこを出してもらって、現に出すって言っているんだから出してもらえばいい。私はそう思います。後でまた意見言いたいんですが取りあえず今の時点では。

司会： かなり時間がたちまして、先ほど通学路の話と、実質的な話も出てきて、実質的な話をしたいというご意見もありますし。次の次第3の地域の現状、課題の整理というところに入りたいと思いますが。何でしょうか。

構成員 B： 今の石原問題についても、ぜんぜん納得いかないですよ。これは、最後にお願として、とにかくああいう記者会見の場をホームページで公開されている。それで小口さんは組織を挙げてやっていると言われているけど、今回を見るとぜんぜん組織がバラバラで動いています。私は都市整備局が、独断で動いているんじゃないかと思ってます。我々としては知事も小口さんも一緒になって、「そういうことだ」ということで動いて欲しいんですよ。一面じゃ知事は知らないよって言っているのね。あれは誰が見ても知らない状態だと思います。それを小口さんは今、必死に「いや、そんなことない、ご存じだ」と。ご存じの1つの証拠に今、挙げられたのは平成15年の3月の記者会見の場だと。その中も、その中に外環の2という文字入っていますか、入ってないですよ、入ってない。あの地上部というのは、私自身は外環の2とは思ってないんですけどね。小口さんは地上部、あれは外環の2のことだと言われている。私は、実は都議会の議事録も全部調べました。知事は外環についてはかなり発言してはいますが、地上部街路、外環の2のキーワードでは、知事さんの13年間の都議会の中で1回も発言はないです。そういう意味では、やっぱり知事さんは恐らく外環の2という認識はないように我々は思い

ます。それはそれでいいとして、いいと言うか、まず知事さんがあの場で言われていたように都市整備局と話をし、必要なら現場を見てと言われてるんです。

その話をとにかく、小口さんが直接言われるかどうか分かりませんが、都市整備局として知事と話しを合わせて欲しいんです、住民としては。それをまずやって下さいよ。そして、「これでいこう」ということじゃないとね、今のようなあんなバラバラな様子を我々はホームページで、実際に動画で見せてもらって、それでこういう話をそのまま進めるというのはおかしいと。だから小口さんが、本当に知事が了解されていると言うんだったらビデオ見てごらんと。知事の言葉で外環の2とか地上部のことはここに出ているよと。そういうものを見せて欲しいんです。ぜんぜん空想で言っていると思えない。そういうことで石原問題について、私はそういうことで是非お願いしたいと思います。

司会： はい、簡単にすいませんが。

構成員 F： さっきですね、構成員 B さんね、構成員 E さんも言われましたけど、知事は天皇じゃないですからね。知事が「やる」と言ったって、反対すれば反対できるんですよ。だからあんまりこの問題突き詰めても、僕は個人的には興味あるんですけども、この会はこのままだと大事な議論ができないんで、ちょっと司会者に任せてですね。でも構成員 B さんの意見は、僕はそのとおりだと思うんで、後で個人的にそっちの事務局のほうに聞かれて、整理をされて、本題をもう少し進めるのもいいと思うんです。

司会： 構成員 B さんの質問に対して、小口さんから。

構成員 B： いや、私は次の、さっきいっぱいお答えになった他の件で、ちょっと小口さん、その石原発言についてを。

都： 一言だけ、知事が構成員 B さんのお話だと、地上部街路とか外環の2という発言は一切したことないというお話ですが、平成15年3月14日の知事定例記者会見では、知事の言葉で地上部街路という発言をしています。それはお伝えをしておきます。

司会： じゃあ、構成員 G さん。簡単に。

構成員 G： なかなか本題に入らないので、もう時間もなくなりそうなので、一言いわせていただきたいと思ひまして。高架式だったときの外環で、その場合に地上部街路と言われている側道、これの位置付けというのは幹線道路なんですか、それとも生活道路になりますか。

司会： はい、小口さん。

都： 幹線道路です。

構成員 G： 幹線道路なんですね。幹線道路になるから高架がなくなっても外環道とし

て、外環の2ということで残っていくというふうに、おっしゃられているわけですね、なるほど。

司会： それでは、地域の…。はい、簡単をお願いします。

構成員 E： 先ほどの構成員 F さんがおっしゃったように、今回の話し合いの会について、私がかねがね疑問に思っているんですけど。大泉以北の外環の2が廃止された。これは住民の意向を大して聞かなかったというふうに聞いておるんです。今回、大泉から世田谷のところまでの外環の2に関しては、わざわざ予算を付けて説明会とか話し合いの会、これをやっているんです。石原都知事は知らなかったようんですけど。私にしてみれば廃止するのに住民の意向を全く聞かないで、こういった廃止をする時はして。やるときに反対している人がいるにかかわらず、納得いかないという理由があるにもかかわらず、一番最初の原本の図面もない、そんな状況にもかかわらず、ごり押ししようとしているというんですか、非常に私はそこが不自然なので。私は構成員 F さんが都市計画の権威であるという、この場を借りてちょっと。そういう廃止するのに住民の説明会がなくてもできる。だったら説明会なんか開かなくて廃止してくれれば我々は有り難いんですけど。そういった手続きはないんですか。ちょっとお願いします。

構成員 F： 確かにそのとおりですね、だからさっき申し上げたように、なんでやるのかよく分からないんです、僕は。というのは高速道路が反対できたんですね。地上に用地買収できないと判断したわけですよ、事業者は。ということは高速道路じゃなくても普通の40メートルの道路でも、これは反対されたらできないですよ。それを知っているわけですよ。にもかかわらず、ただ計画上、都市計画が残っているんです。計画上、廃止しない限り、残っている計画について、なぜか親切に住民の意見を聞いて、廃止するかそのまま残すかどうするかを考える会だと。それはそんなに理屈通ってますね。だから構成員 E さんが言われたように、こっちは黙ってやって、こっちは意見を聞くのかは分かりませんが、僕は東京都の人間じゃないから。

構成員 E： これ、どう見ても最終的には、プロの側のいろんな方に聞いた限りにおいて、構成員 B さんみたいに反対している人がいる限りは、できないだろうと言われているんですよ。プロが見て、プロが見てできないと言っているんですよ。

構成員 F： できないというのはね、土地収用になるわけですよ。

構成員 E： 土地収用のときに計画図がないからできないと言っているんだ。

構成員 F： 仮に事業認可してもね、かなり任意買収で相当程度土地を買収しませんと、緊急性がとれない。日本の公共事業でね、線形はずっとなっているところをベタに絨毯爆撃的に土地収用できた例はないですから、できないですよ。

ね。

構成員 E： それは3分の2というのが必要になっています。

構成員 F： だから僕はできないとっていて、皆さんもできないとっているんだよ。

構成員 E： ところが彼はできるとして進めているんですよ。

司会： すいません、後でもし、お二人で十分していただいても結構ですし。先ほど申しあげました実質的な話もしたいので、次第の3にまいりましょう。

構成員 B： 石原問題以外のことやらなくていいですか。さっきの。

司会： 簡単をお願いいたします。

構成員 B： 資料3-3でいろいろご回答いただきましたね。最初の問題は付属街路の問題があったと思うんです。それでですね、この、実は、パワーポイントは今、映らないんですね。映ります？ さっきの東名のところですが、ちょっと出してもらえます？ ちょっと私よく理解できないところがあるんですけど、東名のところと中央ジャンクションと、それから大泉、一緒です。一番上のほうが大泉の方ですよ、さっきの話だと。この図でいくと上の方が、そうですね。それで左右に東名が通っていると。下側が高架になっているので、下からの道路ですね。この部分は付属街路が結局、今まで都のほうの皆さんは全部廃止だと言っていたんですね、全部ね。前回私たちのアピールでもって、初めて1号と2号が残っていると訂正したんですよ。残っている説明は今いただきました。それで、私自身がよく理解できないのは、今、実はあの図でいうと喜多見の大橋というのがありますね。それから約700メートルか800メートルで東名ジャンクションの中央になると思うんです。そうすると喜多見大橋の辺り、つまり緑色に塗ってある部分が地上に出て、徐々に徐々に東名の地上何メートルかの高いところへつながるわけですね。あの外環のずっと東名ジャンクションにあたるまでの緑のところ。これは地下じゃなくて地上になってますね。ちょうどその緑の両側にも付属街路があるんです、3号、4号だったか。そうすると今、話は1号、2号だけが生きているという話になりましたけども。どうも私の感じでは完全に地下に埋没しているのは分かるんですが、そうじゃなくて、今この東名の場合でも、上の、北の方から喜多見の方からずっと地上に出て、ずっと少しずつ高度を上げて東名につながるようなことになりますね。そうすると、ちょうどこの緑側の上のほうでも第3、第4、第5、第6と付属街路が続いているわけなんですよ。そういうところもやっぱり付属街路がないと、実際に私は困るんじゃないかなと思うんです。

同じように、実は三鷹でも東八から中央ジャンクションの中央に至るところ。これもやっぱり地上に出ているんです。ところがそこも付属街路はやめ

ているんですね。同じようにずっとこれ、東八からあると。今の大泉が出ましたけど、大泉ジャンクションからこっち行くと 1.1 キロで埼玉県境に出ます。ちょうどここも実は付属街路は廃止になりました。ところが実際に現場見ますと、廃止になったんだけど現実はどうかと言うと、道路はちゃんと付属街路じゃない名前になっているんだと思うんですけど、やっぱり付属街路があります。ないと困るから道路があるんだと思うんです。そういう意味では、いわゆる完全に地下に埋没したのなら分かります。ところがこういうところは、みんな半地下なんです、大泉は。そうするとやっぱり付属街路はないと駄目だと私は思うんです。そういう意味でお願いしたいのは、今日は 1 号、2 号だけの話でしたけども、東名のちょっと上の喜多見に向かうところ。そこも本当になくていいのか。地下じゃないですよ、そこ。やっぱりみんな必要だと思いませんか？ そういうことを東名のところから中央道、それから大泉の実際には廃止されたんだけど付属街路に当たる側道と言いますか、それは現在生きて使われています。そういうのを見ると、やっぱり必要だったんじゃないかなという気もするんですね。そういう意味で今日は、答えは結構ですから、全部、上から見た図、断面図ですね。これでやっぱり付属街路は必要ないのかどうか、その辺をちょっと分かりやすく説明していただきたい。これは次回の宿題でと思っています。

都： ちょっと切らせて下さい。今のご宿題とおっしゃっている話なんですが、これは外環の地上部街路、外環の 2 とは関係のない話になっていると思いますので、ご意見として私どもで聞いて、事業主体へお伝えするということになるかと思しますので、よろしく願いいたします。

構成員 B： 外環 2 と関係ないと言いますがね、外環の付属街路は全部廃止になっちゃうことで。

都： それはもう、ちょっと、申し訳ないですけど。

構成員 B： じゃ、次。先ほどの資料 3-3 の中で有識者委員会の会。議事録を見てもらうと分かるんですけど、目的を書いてくれとは言っていないんですね。目的を書いてくれじゃなくて御厨先生に、議事録見ると分かりますけどメールか電話で「本当はどっちなんですか」と。「外環の 2 って頭にあったんですか、なかったんですか」と聞いて下さいと、そういう趣旨のことを聞いているわけですね。目的が書いてある。その作られた設立趣旨が書いてありますけど。要はこれに並べてあるというのは、これを見る限りじゃ本線のことしか書いてないよということですか。例えば 3-3 の回答で右に書いてありますね、5 行ばかし。これを見てごらん下さいと。これはあくまでも本線のことしか触れてませんという意味ですか。ちょっとこれが読めないんですけど。

司会： お願いします。

都： 有識者委員会の設立趣旨と目的から、外環本線についての委員会と私どもはとらえております。最終提言では外環の2に限らず、外環本線の地上部の利用については、外環の必要に関する行政判断、政策方針の決定がなされた後に、具体的な検討を進めるべきであるとの提言が出されております。そういった内容も踏まえて、現在地上部街路についての検討を進めているといったようなところでございます。

構成員 B： すいません、そうしますと最終提言で移転戸数を極力少なくすると。だから基本的にはインターチェンジなし。ノーインターで行くんだと、それが基本ですね。ですから、そういう最終提言の趣旨を伺いますと、立ち退き戸数を1戸でも少なくしてくれという趣旨ですから。外環の2だって2,000戸以上は立ち退きになると言われているんですから、ぜんぜん、これ、論外じゃないかという気がするんですね。仮に本線だけのものの委員会であったとしても、結論が立ち退き戸数を1戸でも少なくするというような提言となっているということを踏まえると、これはやっぱり地上道路は無理じゃないかということが、ある程度は読めるんじゃないかと思うんです。そういう意味ではやっぱり外環の2というのは、非常に地上に道路をつくるということは問題だなという、先生方は結論づけたんだと私は考えるんで、どうでしょう。

都： はい、ご意見として伺っておきます

構成員 B： それから、その次に7区市長の要望と回答ですね。これの答えだけかと思ったら、ちゃんと今日は別刷りで用意していただきありがとうございます。ただ、この3-3の資料の中に書いてある要望とか回答が、東京都さん書いてくれているんですけど。これを読みますと、これに出ている原文の中身とだいぶずれている感じがするんですよ。データを要求してくれということ、それもありますけど、そうじゃなくて東京都さんの考え方、これを早く示してくれと。そして、ここには出てませんが回答期限は1ヶ月以内に頼むよと、6区市から出ているんですね。そういう意味では東京都さんは、必要に応じて出しますなんて書き方になっているんですけども。そういう意味では東京都さんの、表の中の要約文の書き方が、ちょっと部分的にしか書いてないなど。本当のこの6区市の要望ですか、これが的確にとらえてないなという感じがします。ですけど、一応、実はこちらの文書は出ないつもりしていたんですけど、それなりに出していただいたことで良かったと思っています。電話ではちょっとこれは出ないよという話を聞いてましたんで、そういう意味では有り難く思っています。ちょっと部分的にまだ本当の、この6区市市長さんの要望を読みますと、例えば外環の2も、いわゆる地域によって造ったほうがいいのか、造らないほうがいいのかという話が出ているわけですね。それで、部分的に外環の2は、一番上の四角枠の下から3行目ですか。「外

環の2について区間を区切るようなことも想定した」と書いてありますね。ですから、小口課長は、全部4区市の外環の2は全部つながっていると言われていますけども、この6区市長の中では地域ごとに、部分的に外環の2がつくるところとつukらないところが出る。そういうようなことを頭においた上で、こんな意見も出ているわけです。そういう意味では私は、東京都さんがどんな答えを示したのかなというのが見たかった。今日は初めて回答が出ましたけど、私これ全文見たいんです。ですから後で結構ですから全文を是非どこを見たら見れるのか、いくら探しても見つからなかったの。それから、私先ほど最後に議事録の要旨の中で3つ付けましたね、その答えを続けてお願いんですが。つまりたたき台以降、これは結局ないということですね、さっきの話で。私が3つ挙げたうちの、たたき台以降、一貫して東京都は地上に外環の2があり続けるよという話は結局、書類としてはないということですね。

都： ないとお答えしておりません。平成15年にも公式に出しておりますし平成17年にもパンフレット出しております。

構成員B： その前です、13年から15年の間。

都： 13年から15年の間ですか。それは私のほうでは確認はしておりませんが、あるかないかはちょっと。

構成員B： 次回確認して返事下さい。

都： 13年から15年の間にそれが必要だという理由がちょっと分からないんですけど。それはどういう理由なんでしょうか。先ほど私どもで、ご説明させていただいたのは、必要な時期に必要な形で公にする文書、またはパンフレット、公にするようなものというのは出させていただいておりますという、ご説明をさせていただいたと思うんです。それに対して構成員Bさんのほうは13年から15年に、こだわりをお持ちだというふうに今、認識しておるんですが。その13年から15年の間に何か、アクションがないということが、問題なんでしょうか。

構成員B： それはですね、13年の4月に10回以上でもって、大体1回300人ずつだと3,000人の人に国交省と東京都が一緒になって、たたき台のパンフレットを使って説明したわけですね。高速道路と外環の2は集約して地下に潜りますという説明をされているわけですね。小口さんは、それは違うよと、東京都はそうじゃないよと。それは分かりました。だったら東京都は別のこういうチラシを使って、国は説明したけど東京都は違うよと。そういうものが、私はあったんじゃないかと。それが15年の方針が出る前までは、ただ眠ってたんですか、それじゃなくてアクション、その時の。

都： 質問の趣旨はよく分かりましたので、私どもの方で今回の要望については

持ち帰らせていただきます。

構成員 B： はい、次回。それから、実は今回のために構成員提出制度を利用して、今日から8日前、1月24日、雪の降った翌日ですけど。東京都の事務局の方から、何とか10日前には欲しいよと言われましたが、8日前にですね、実は今日お手元に置いてあるこの石原知事の発言に関する質問書（参考資料4）と、このパワーポイント画像のデータを届けに行ったんです、8日前に。それでこれはあくまでも構成員の提出資料ということで届けました。ところが今日見ると提出資料になっていない。これ、いずれなるんですかね、提出資料に。参考資料という扱いになっていますけど、提出資料になるんだと思うんです。それで私が言いたいのは、実は提出したのが8日前だったんですけども、このパワーポイントは結果的に、こういうレジメとして1部入れていただいたんですが（参考資料5、6）、今日、映して説明させていただけるんですね。というのは当然運営要領には構成員は、資料提出制度を使う場合は2日前までに提出しなさいと。そうすれば事務局として印刷して当日配布しますということなんです。それを配布するということは、当然説明する時間も与えていただけるんだなと理解しています。そういうことで、私は8日前にこれを出している。しかも電話では、「今回の議題に一切しないからね」と言われたんですね。そんなことないだろうと思っていたのです。大体運営要領にあって、ですから、これ本来なら説明が1分でも時間を与えて欲しいんですけども、そういう時間もなかつた資料だけ渡されてということで。是非これはどうしてそういう運営要領に反して、結局8日前にも提出したにもかかわらず、こういう場でもって説明の機会が与えられないか、なんで運営要領に反することをするのか、その辺をぜひ説明お願いいたします。

都： よろしいですか。

司会： はい、小口さん

都： まずはお迷惑をお掛けしまして申し訳ございません。事務局として、できる限り早く構成員の方々に対して資料を送付する上で、今回は資料作成の当日の式次第などについては会の開催の2週間前に確定いたしまして、資料の郵送の準備に入りました。このため、ご指摘の8日前にご提出いただいた資料については大変恐縮でございますが、当日個別の説明のための時間を取っていくわけには、いかなくなってしまいました。このような事情のために提出後には両名にご連絡をさせていただき、事情をお話して今回提出された資料の説明を次回の会でお願ひできないかを、確認させていただいたところでございます。その際ご両名とも当日配布を望むということでしたので、後日参考資料として机上配布という扱いで、個別の説明時間を取らないということをお願いし、ご了解をいただいたと認識しております。

なお前回、議事録にも出ておりますが、構成員提出の資料番号の付け方について、説明内容が違うものについて資料番号を別にすべきと、ご指摘をいただいたところでした。そういったことも提出者と調整の上、配慮して行きたいと考えており、昨年末には本日資料をご提出していただいたご両名の方には、会の開催の2週間前までに資料の提出を、お願いしていたところがございます。事務局の現実的なところとしましては、2日前に提出された資料を当日利用するには、資料を机上配布とし、提出者が質問の中で参考資料として利用する事が限界だと考えております。また、大量の資料についても印刷発注の関係で物理的に配布が困難となります。

もしこの点について構成員の皆さまが、明確にすべきということであれば、大変恐縮でございますが、運営要領を2日前から2週間前に変えたいと考えています。都としては運営要領を変えるのではなく、そういった点をご理解の上、提出していただいた資料の取り扱いについて個別に調整させていただき、その上で運営や進行にご協力いただければと考えております。なお、重ねてお願いさせていただきますが、資料については会の開催の2週間前までに、ご提出していただくことについてご協力をお願い申し上げます。

司会： はい、構成員 E さん。

構成員 E： 昨日、9時40分から10時半まで、都市整備の方から私のところへ丁寧な電話があったんです。その内容というのは、私の出した資料について質問の趣旨と言うか、資料を出す意味が説明してもらえないかと。その説明をすれば資料としてコピーの配布は可能なのかと、そういう話だったんですね。資料の説明をして東京都が納得すれば、コピーを会場の皆さんに配布すると。それができない場合は配布しないと、そういう話でちょうど10時半で打ち切ったんです。ですから今日は、私の資料はないものと思って、自分で90部用意して後に持ってきたんですよ。私は、今日は自分で自分の資料を用意してきました。

ただ、一番私がそこで不信に思ったのは、私に対してそういう電話で、構成員 B さんに対してはどういう態度なのかと言ったら、「あの方の資料はきちっとしてますからご安心下さい、大丈夫です」と言うけれど。私にしてみれば、私の資料がいいかげんだとか、不穏当なものだとか、そういうイメージを出すことはまかりならぬとか出せないとか、そういう、昨日の段階では意見だったんですね。いやいや最後まで聞きなさい。それで私は重たいのに、今日これ、持ってきたんです、かなりの分量で。別に私はこれについて担当者のうんぬんじゃない。最終的にああいう発言させたというのは誰か分かっていますから、小口さん、そうでしょ？

都： すみません、よろしいですか。

構成員 E： だからね、東京都としては、事前に検閲をして自分が納得したものだけ、構成員 B さんは、あのとおりにきちっとした方だから、私も認めます、あの人に対する評価は。あの人と私は同じだなんて、そんな思い上がった思いはないから。ただ、私は私なりに自分としては一生懸命出しているんですよ。それをね、納得、だから説明すれば出してくれるのかと。説明してもらって東京都として納得がいけば、コピーで配布してあげるといふ、そういう。

都： 電話で構成員 E さんと担当者のほうでお話になった話を、ご披露されていると思うんですが、まず 1 つ誤解あってはいけないものですから訂正をさせていただきますたいんですが、構成員 B さんから出された資料でも、構成員 E さんから出していただいた資料についても、我々としては大変貴重な資料だと思っておりますし、同じ重みのあるものだと、公平に扱いたいというふうな考えでございますので、私どもそういう意図は全くございません。あと、提出資料について確認をさせていただいたのは、当日説明することが必要なかどうかということ、ご確認させていただきました。説明が必要であればやはり時間を取らなきゃいけないので、先ほどもご説明させていただいたとおり、「大変恐縮ですが、次の回にさせていただけないでしょうか」というお願いをするのが筋だと思っております。

ただ、もしご質問の中で、例えば前回話した内容についてご質問したいとか、例えば今回予定している次第の内容について、ご意見の中でお使いになるということであれば、それは当然机上配布という形で取り扱いをさせていただきますたいと思っております。このため、どういう形でお使いになるかをお聞きしたいと思います。内容を確認して配る配らないなんていう判断は、全くするつもりはございません。当然のごとく出されたものについては、配布するのが基本だと思っておりますので、もしご不快な思いをされたということであれば、私どもの対応が悪かったということで、これは私の責任だと思っております。本当に大変申し訳ございませんでした。

司会： それでは、次第 3 の地域の現状課題の整備。もう十分時間を取らせていただいたので。

都： それでは次第を進めさせていただきます。それではお手元の資料番号の 1-3、杉並地域に関する現状課題のデータ集を使って説明をさせていただきます。なお、第 1 回目の会で、現状課題のうち環境の説明をしました。本日は防災から、ご説明させていただきます。よろしいでしょうか。それでは資料の 2-1 ページをご覧ください。先の東日本の大震災を踏まえ東京都では、東京を高度な防災都市へと生まれ変らせることとしました。昨年、都では東京緊急対策 2011 を発表し、災害時においても水道施設や下水道施設のライフライン機能を確保するため、施設の耐震化の促進やバックアップ機能の強

化などを検討していくこととしています。

続いて、2-2 ページです。地震による東京の被害想定についてご説明いたします。資料中ほどの参考、首都直下型地震による東京の被害想定をご覧ください。首都直下型地震の被害想定結果の概要によると、倒壊など建物被害や人的被害、渋滞などの交通被害、ライフラインの損傷などが想定されています。次に2-3 ページの建物倒壊による道路閉鎖、ライフラインなどの被災についてです。資料の中ほどグラフをご覧ください。阪神淡路大震災では幅員の狭い道路で、建物倒壊による道路の閉鎖により通行不能となりました。特に幅員が6メートルより狭い道路においては、6割を超える道路で人の通行すらできなくなりました。続いて2-4 ページをご覧ください。都政モニターのアンケート調査の結果です。今後、東京都が最も力を入れて取り組むべき分野として防災対策は、過去3年間において3位から4位と高い状況にあり、防災対策を都民が強く求めていることが分かります。このようなことから課題としては、例えば災害時の物資輸送や救急活動の円滑化、通信や電気などのライフラインの断絶の防止、緊急時の代替道路機能の確保など、災害に強い都市づくりを進めていくことです。

次に2-5 ページをご覧ください。延焼遮断帯の形成についてです。延焼遮断帯は都市計画道路や河川、鉄道などにより、市街地で発生した火事の燃え広がりを防ぐためのものです。東京都防災都市づくり推進計画では幅員が27メートル以上の道路、鉄道、架線は、それだけで燃え広がりを遮断する機能があるとしています。資料の2-7 ページをご覧ください。ご覧のとおり、地上部街路周辺の延焼遮断帯はほとんどが未形成の状態にあります。このため課題としては現在位置付けられている都市計画道路など延焼遮断帯を早急に整備することです。

次に安全な避難路の確保についてご説明いたします。まず最初に2-10 ページをご覧ください。杉並区では、大震災発生後火災の危険性が高まり避難が必要な場合は、区立の小中学校から東京女子大など、より広い場所に集団で避難します。それでは2-8 ページをご覧ください。杉並区の道路は約8割近くが幅員5.5メートル未満です。このため道路幅員別の通行止め実績の集計結果である2-9 ページのグラフのとおり、震災時には幅員が8メートル未満の道路の場合、人の通行もできなくなる可能性があります。

次に2-12 ページの図をご覧ください。地上部街路の周辺の道路の幅員と、避難場所などの指定状況です。震災時に通行が期待される青色で示した幅員8メートル以上の道路としては、青梅街道、早稲田通り、女子大通り、吉祥寺通り、五日市街道、井の頭通りなどがあります。地上部街路周辺地域には、火災延焼時に震災救援所として指定されている区立小中学校が多く、避難場

所である善福寺公園や東京女子大、井草八幡も立地していますが、ご覧のとおり避難の際、避難路として利用できると考えられる 8 メートル以上の道路が南北方向に不足しています。続いて 2-11 ページをご覧ください。杉並区では都市計画マスタープランにおいて、避難路の他方向経路の確保や架空線の地中化などにより、避難の安全性の確保を進めることとしています。このため課題としては南北方向の避難路の確保と、電線地中化など安全な避難路の整備が必要とされています。以上で防災についての説明は終わります。

続いて交通についての現状と課題について説明します。3-1 ページの図をご覧ください。地上部街路の周辺の都市計画道路の整備状況です。地上部街路周辺の都市計画道路の整備率を見ると、東西方向が 70.7%であるのに対して南北方向は 52.6%です。地上部街路周辺では南北方向に計画されている路線の整備が遅れています。続いて 3-2 ページの図をご覧ください。地上部街路の周辺の道路の混雑度を示しています。吉祥寺通りや環状 8 号線など、南北の道路の混雑度が高い状況が分かります。続いて生活道路の通過交通について説明します。先に 3-4 ページの図をご覧ください。図中、緑色が通学路、青の点線が抜け道となっています。この図からは南北方向の通過交通が、抜け道となっている生活道路に入り込んでいることが分かります。特にピンクの網掛けでしている部分は、通学路と抜け道が重複しており大変危険な状況になっています。次に 3-3 ページにお戻り下さい。

杉並区の町づくり基本方針では、道路交通体系整備の基本的考え方として、生活道路への通過交通の排除を基本としています。このようなことから、交通の課題としては生活道路の通過交通を排除し、地区内の生活道路の安全性の向上に向けた取り組みが必要となっています。交通は以上です。最後に暮らしについての現状と課題を説明します。まず歩行者空間、自転車走行空間の確保についてご説明いたします。4-1 ページをお開き下さい。写真は井荻小学校付近のバス通りを写しております。ご覧のとおりガードパイプで歩行者空間を確保していても、幅員が狭く電柱などの障害物により、歩行に対してじゅうぶんと言えない状況が多くあります。また、地上部街路周辺地区では歩道がない道路もあります。

次に 4-2 ページで平成 20 年に中杉通りにおいて実施された、自転車専用の走行空間を整備する社会実験について説明いたします。中杉通りでは通常歩道の上を自転車が走行していますが、実験中は車道の一部を独立した自転車道として区分し、その安全性や快適性についての調査を行いました。4-3 ページをご覧ください。アンケート調査では、独立した自転車走行空間により安全性や快適性が向上したという意見が、自転車利用者と歩行者ともに 7 割を超えています。このような観点から課題として、安全で安心して通行でき

る歩行者空間や自転車走行空間を確保することです。

続いてバス交通の利便性について説明します。まず 4-5 ページの図をご覧ください。地上部街路周辺のバス路線を示しております。区内の公共交通は東西方向に鉄道が走っておりますが、南北方向についてはバスを利用することとなります。バス路線には幅員 6 メートル前後の狭隘(きょうあい)な道路もあり、バスの走行環境がじゅうぶんとは言えない状況にあります。続いて、4-4 ページをご覧ください。写真のようにバス路線では、バスのすれ違いが困難です。また右側の写真のように歩道がなく路肩でバスを待つ場合があります、安心してバスを待つことができない状況でもあります。このようなことから課題として、路線バスの安全な通行や定時運行、バス待ち環境の改善など、バスの走行環境の改善に向けた取り組みを行う必要があります。

続いて安全な歩行者空間の確保についての現状と課題です。まず 4-7 ページをご覧ください。図では地上部街路周辺の通学路と歩道の設置状況を示しています。地上部街路周辺の地区では、通学路に歩道が設置されていない区間もあります。次に 4-6 ページのグラフをご覧ください。区民意識調査によると歩道の幅が狭い。電柱、車道と歩道の段差などに多くの人が、支障があると感じているとの結果が出ています。以上から課題としては安全で快適な歩行者空間を確保することが必要と考えます。以上で、現状と課題に関する説明を終わります。

司会： すみません、段取りが悪くて質問と意見交換は次回ということになってしまいます。ということで、最後に 10 分残すというところになってしまいましたので、その他について。本日のまとめですね、お願いします。

事務局： 本日のまとめについて、確認させていただきたいと思います。まず冒頭に議事録確認のところで、資料 3-1 の議事録については東京都の発言の部分でご指摘がございましたので、これは確認して訂正した上で公表するということにいたします。続いて構成員 B さんからご意見カードで、漏れがあるとご指摘がありましたので、これは後ほど直接確認させていただいた上で対応してまいります。前回の持ち越し事項についてご説明させていただきまして、その中で、13 年から 15 年までで、地上部街路に関する説明資料についての確認ということで、今回持ち帰って次回お答えするということになってございます。現状課題についての説明まで一応終わったということでございます。

あと、最後にすみません、もし構成員の方々が資料を提出していただく際には、これはお願いとしてですけれども、2 週間を目途にご提出していただき、その資料番号の振り方とか、そういったことも調整させていただいた上で、やらせていただきたいということで、これは事務局からのお願いとして

させていただきたいと思います。

司会： ただいまのまとめに関してよろしいですかね、はい、じゃあ、構成員 B さんから。

構成員 B： ちょっと確認なんですけどね、そうしますと今日の場合、私一番大きい問題だと思うのは、石原知事と都市整備局との間ですね、その何て言いますか、相談された結果、それは何らかの格好で次回に話があるんですか。

都： 相談された結果と申しますと？石原知事発言についてのお話は、この話し合いの会の中ですべて終わっているものというふうに私ども認識したんですが、何か足りない部分ございますか。

構成員 B： 全然足りないです。やっぱり石原さんというのは東京都で一番偉い人ですからね、あの人の一挙一動というのは非常に重要だと思うんです。そういう意味では実際に今あれだけホームページで、動画で公開されていてバラバラですよ。都市整備局が単独でやっているのかと思われてもしょうがない。そうじゃないんだということであれば、やっぱりこれは石原さんと腹を割って話し合っ、この結果こうでしたということ、是非、我々に返して欲しいんですよ。あんな状態でそのまんま、この会を知らん顔して続けるというのはおかしいと思っているんで、それについて要するに小口課長が直接行かれるのか局長さんかは分かりませんが、やはり知事さんとはあそこまで踏み切って発言されているんだから、何らかのその答えを是非、報告するのが義務なんじゃないかと思うんですけど、それを期待しています。

都： お答えを、今させていただきます。知事をトップとした東京都という組織で、私ども対応させていただいております。知事に対しては必要に応じて報告をしたり、指示をいただくというようなことで、これは別に外環の 2 のことに限らず、どんな案件に関しても、そういうかたちで対応させていただいております。このため、現在検討を進めているというようなことでございます。

司会： 構成員 G さん、簡単に。

構成員 G： はい、私も知事の発言の内容を、インターネットで見させていただきましたけれども、知事は実際に現地に行ってみるといふにまで言われているので、そうであればこういう機会がありますので、是非こういう機会に参加させていただきたいと思うんですけど。

司会： はい。

構成員 H： 新町商栄会の構成員 H と申します。私達の商店街は、先ほど申した方がいましたけども本当に練馬のインターチェンジの真っ只中でございます。それで杉並区はアンダーパスで通ってインターチェンジは造らないということで、すごくみんな危惧してますね、うちの辺の人たち。それと先日もちよ

っと会がありまして、地元の、本当に地元の長く、何百年、300年、400年、住んでいる方といろいろな意見交換したんです。そしたら、「できるといいよね」と。「これからもっと、できれば町が良くなるんじゃないか」と。今のままじゃ、確かに閉そく的でどうしようもない。今、言われたデータにも出てましたけども。西荻行く通りですね、あそこなんか本当にバスが交差もできない。私はよく山に行くんですが山道と同じです。ロケーションがただ、うちが建っているだけ、現実。まして大震災が4年後30年後と、データ出てきましたよね。そういう中で、今、あの道で大震災があのままの状態で大震災が起きたときに緊急自動車も何も、消防車も何も通れない。そういう中で、どうするんだろう。ますます高齢化社会に向かっている中で、まちづくりをしっかりしていただかないと、閉そく的で今の進化ができないまち。このままでいいと言ったら、それは絶対間違ってます。だから何とか今よりもいい方向に向くような話し合いですよ。なんか、やっぱりすごく小さなことで、ごちゃごちゃしてて、なんなんだろうな、もう少しオープンに交流ができるような会になんないのかなと、それだけがいつも。だからみんな結構、正直言っているんな、ちょこちょこって話の中で、「なんか会合出るのが非常に足が向かないよな」と。それが現状でございます、何とかもう少し。

司会： すみません、どうも。

構成員 H： いろんな賛否両論あっていいんですよ。ただ、意外とワンサイドでこう、ずっと行かれて「何だ」と思っている方が結構いますよ、正直言って。

司会： すみません。

構成員 H： よろしくどうぞお願いします。

司会： 気を付けます。

構成員 D： さっきの表を見てましたら、外環の絵が描いてあったけど。あれは地蔵坂のところからずっと、あそこの善福寺川のところで下がって、桃井小学校のところを上がっていく道ですよ。あんなものわざわざ下げてこういうふうにする必要ないんだから、道路つくるんなら上をスッと通って、下へ降りない道をつくれれば壊す家は減るだろうし、道路は広がるだろうし、そういうことをやっぱり考えてもらいたい。そういう会にして欲しいと思っています。

司会： 傍聴の方、静粛にお願いいたします。次、構成員 I さん、最後で。

構成員 I： 今、道路を造ってもらいたいという、そういう気持ちはよく分かります。ここでは、造るとか造らないとか、反対しているわけじゃないですけど。でも一番最初から自分の土地に80年も住んでいるのに、外環が通るから、通るからって、平気で生活したときは一度もありません。それでもう本当に外環、嫌だ、嫌だと思いつつも地下になって。地下になったから、だからもうみんなどうしようもないなっていうことで、泣く泣く承知したんです。そ

うしたらまた地上部が残ってて、皆さんはその道路にかかわってないのかも知れませんが、私なんかはもう掛かっちゃって、もう今の土地、小さな土地ですけど 80 年も住んで、それでどけなんて言われても行くところなんかないですよ、あんないいところはないんだから。

だから、賛成の人は賛成で、またその気持ちを伝えていけばいいですけど。勝手に広くするからね、広くするからねって、40 メートルぐらいの道路をまた造るといのはまったく考えられません。ちょっとよく、あの町の中を歩いてみて下さい。賛成している人は賛成している人で仕方ないと思いますけれど、私なんかは、なんで本当に昔の昔、それこそ何十年も前から、こんなことでもって会合に来てバカみたいだなと思いますよ。

司会： はい、趣旨は分かりました。

構成員 I： もう本当に、だから、ここで不賛成だと、そういうことを言う場じゃないと思ってますけれど、あたしたちはやっぱりあそこの土地はどきたくありません、以上です

司会： はい。次回の日程ですかね。

事務局： 事務局から次回の予定につきましてご報告いたします。次回は 4 月下旬から 5 月にかけての間で、また日程調整をさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします

都： 本日はお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本日も次第のとおり、事務局、司会者、進めることができませんでした。大変申し訳ございません。次回は先ほども事務局のほうでお伝えしたとおり、本日課題のデータをご説明させていただきましたので、それについての意見交換からさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお集まりいただければと思います。また、日程調整をできるだけ早くやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

司会： それではこれで。

構成員 I： 個人的で悪いんですけど 4 月は総会やなんかがあるので 5 月の連休が過ぎるからにもしできたら。

司会： その調整は後で。調整は多分事務局でされると思います。

構成員 I： お願いいたします。

司会： 本日はこれでおしまいいたします。どうもありがとうございます。

東京都： どうもありがとうございます。